

彦根市オリジナル婚姻届協働作製業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「彦根市オリジナル婚姻届協働作製業務」に係る協定書締結の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等必要な事項を定める。

なお、本事業は、作製事業者が民間企業等から広告主を募集し、「彦根市オリジナル婚姻届」に広告を掲載することで得られる広告収入により、作製および印刷に係る経費を賄うものである。

2. 業務概要

- (1) 業務内容 別紙「彦根市オリジナル婚姻届協働作製業務仕様書」のとおり
①彦根市オリジナル婚姻届の作製、納品
②記載例冊子の作製、納品
③電子ファイルの納品
- (2) 業務期間 協定書締結日の翌日から令和7年6月30日まで

3. スケジュール

	内 容	日 時
1	公募型プロポーザル実施要領の公開開始	令和6年1月26日(金)
2	企画提案者募集期間	令和6年1月26日(金)～ 令和6年2月7日(水)
3	質問受付期間	令和6年1月26日(金)～ 令和6年1月31日(水)午後3時
4	質問に対する回答(HPにて掲載)	令和6年2月2日(金) 予定
5	参加申請書、企画提案書等提出期限	令和6年2月7日(水) 午後5時15分
6	審査結果の通知	令和6年2月上旬
7	事業内容の事前打合せ	別途通知
8	協定書の締結	令和6年2月中旬

※本プロポーザルに関する事前説明会は実施しない。

4. 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 令和5年度彦根市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 彦根市入札参加停止措置に関する要綱(令和元年彦根市告示第104号)に基づく指名停止措置期間中ではないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 国税および地方税を滞納していないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 過去5年以内に他の地方公共団体において、オリジナル婚姻届協働作製業務の実績があること

5. 質疑・応答

(1) 提出方法 別添の質問書(様式第3号)により、後記(3)に記載したアドレス宛に電子メールにて提出すること。

※電子メールを送信後、必ず電話等で送信した旨を伝え、担当課において着信したことを確認させること。

※電話又は口頭による質問は受け付けしない。

(2) 期限 令和6年1月31日(水)午後3時(必着)

(3) 提出先 彦根市市民環境部ライフサービス課の電子メールアドレス

E-mail: shimin@ma.city.hikone.shiga.jp

電話: 0749-30-6111(ライフサービス課直通)

(4) 回答方法 彦根市のホームページに掲載する。(2月2日予定)

6. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本選定への参加を希望する事業者は、本実施要領及び仕様書等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

提出書類名	提出部数等
参加申請書(様式第1号)	1部
企画提案書	原本1部、写し5部
オリジナル婚姻届デザイン案	原本1部、写し5部
会社概要書(様式第2号) ※任意様式可	原本1部、写し5部

(2) 提出期限 令和6年2月7日(水)午後5時15分

(3) 提出方法 持参又は配達に限る。なお、配達の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、2月7日(水)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。配達事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先 彦根市市民環境部ライフサービス課

7. 企画提案書作成方法

企画提案書には、要領に示した要件等を満たしたうえで、次の事項を（１）から（９）の順に具体的に記載すること。

- （１）提案にあたっての基本的な考え方
- （２）作製物の仕様及びデザインのコンセプト（ページ構成含む）
- （３）作製方針及び情報を正確に伝えるための工夫
- （４）行政情報の作成方法及びデータの更新方法
- （５）広告の募集方法並びに自社等における広告主及び広告内容の審査方法
- （６）業務実施体制（責任者・担当者とその役割、連絡先）
- （７）作製におけるスケジュール
- （８）過去5年以内の類似事業の実績
- （９）その他、独自の企画提案や特記事項

8. 選定方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、彦根市オリジナル婚姻届協働作製業務プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)が審査し、最も優れた提案者1者を最優秀提案者として選定する。

企画提案における評価項目、配点割合等は以下のとおりとする。

（１）評価項目等

評 価 項 目		配点割合
取組姿勢	本業務の趣旨や取組み方針を理解し、市民サービスの向上につながる提案となっているか。	10
業務遂行力	製作、企画、編集、トラブル発生時の体制、責任者と担当者とその役割、業務実施体制は十分であるか。	10
	作製から納品までのスケジュール、会社概要、類似業務の実績から、本業務の遂行力は高いか。	10
デザイン・レイアウト	デザインは、興味を引くような工夫はされているか。	15
	近年のニーズに応じた独自の提案はされているか。	10
	見やすいレイアウトの提案はされているか。	15
有効性	必須項目は指定されたとおり掲載することになっており、ページの構成は明確であるか。	10
	行政情報の作成方法及びデータの更新方法については、適切な提案はされているか。	10
	「彦根市広告掲載基準」を理解した提案がされており、広告に関する募集、審査及び問題解決に関する体制は十分であるか。	10

（２）提案者の選定

候補者は、選定委員会の審査で最も高い評価を受けた者を選定する。

ただし、同選定委員会での評価点が同点の場合は、同一点数の提案者のうち高い点数を付けた委員の数が最も多い提案者を最優秀提案者とし、高い点数を付けた委員の数が2番目に多い事業者を次順位提案者とする。

また、提案者が獲得した合計得点を100点満点に換算した場合の60点を最低基準点とし、同換算値が60点未満の提案者は、候補者に選定しない。

なお、提案者が1者のみの場合、提案者が獲得した合計得点の100点満点換算値が60点以上であれば委託先候補者として選定する。

(3) 次順位者の繰上げ

本市は、選定した候補者に業務を履行することができない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった候補者のうち、評価点が上位であった者から順に業務について交渉を行うことができることとする。

9. 選定結果

選定結果については、審査を受けた全ての提案者に文書にて通知する。

なお、選定結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

10. 業務内容の事前打合せ及び協定書の締結

最優秀提案者とは、必要に応じて企画提案をふまえた業務内容及び仕様書等について協議を行い、別途、協定書を締結するものとする。

なお、最優秀提案者が協定書の締結を拒否した場合、前記9の審査における次順位の提案者を最優秀提案者とみなす。

11. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこの選定に係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合は追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

12. 情報公開及び提供

市は、提案者から提出された企画提案書等について、彦根市情報公開条例(平成14年12月27日条例第56号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本選定の受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

13. その他

(1) オリジナル婚姻届のデザイン

オリジナル婚姻届については、本選定に提出された企画提案書をベースに市と協議のうえ、決定することとする。

(2) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本選定を実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において本選定に要した費用を彦根市に請求することはできない。

(4) 参加辞退の場合

参加申請書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届(様式は任意)を担当課あてに提出すること。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(6) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

(7) 提案者は、本選定の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

14. 問い合わせ先

彦根市市民環境部ライフサービス課 担当者 丸山、^{おくさこ}奥峪
〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号(彦根市役所本庁1階)
電 話 : 0749-30-6111 (ライフサービス課直通)
Email : shimin@ma.city.hikone.shiga.jp